

品質保証一般要求書



株式会社ファインテック
株式会社ケンテック

1. 適用範囲

この品質保証一般要求書(以下「本要求書」という)は、株式会社ファインテックおよび株式会社ケンテック(以下「当社」という)が、当社の要求仕様に基づき購買業者から調達する製品及び／又は部品(以下「購買製品」という)に関して、購買業者に対する一般的な品質保証要求について示す。本要求書と個別の要求文書の要求が異なる場合は、個別の要求が優先する。個別の要求文書には、品質保証要求書(個別)、注文書及び外注依頼書がある。

2. 要求事項

2-1. 一般

品質保証の要求は、ISO9001品質マネジメントシステムー要求事項(以下「ISO9001」という)を満足させること。認証を取得していない場合は、その要求に準拠した品質マネジメントシステムを確立し、維持すること。

航空機部品に関する品目に対してはJISQ9100品質マネジメントシステムー要求事項(以下「JISQ9100」という)を満足させること。

2-2. 文書の管理

- 1) 当社が貸与した文書の維持管理を確実に行うこと。
- 2) 当社との契約以外の目的には使用しないこと。
- 3) 当社の許可なく第三者に開示しないこと。

2-3. 品質記録の管理

1) 製造記録、検査試験記録、工程変更の記録、不適合の記録などの品質記録を適正に保管すること。
特に指示のない場合、保管期限は1年とする。

2) 当社が品質記録の提出及び／又は開示を要求したとき、購買業者はそのコピーを提出及び／又は開示すること。

2-4. 外部提供者及び特殊工程の管理

外部提供者または製造場所の変更を含むプロセス、製品またはサービスの変更、及び要求した適用規格に対する特殊工程については、当社に通知の上、承認を得ること。特殊工程については、その設備・工程・作業員・検査員等に対して、その適用規格に適合する維持管理を実施し、その記録を品質記録として保管すること。必要な場合は当社・当社の顧客及び／又は関係機関の特殊工程の認定を取得すること。

2-5. 部品・製品の識別及びトレーサビリティ

購買業者は、使用材料・使用部品・中間品・検査未了品・検査合格品・不適合品等に対し、適切に識別し、異材・異品・検査未了品・不適合品の使用を防止するように管理すること。

2-6. 支給品の管理

- 1) 当社が支給する材料・部品(以下「支給品」という)の受領に際し、購買業者は次の事項等について検査し、合格したもののみを受領すること。不適合等の異常を確認した場合、当該品を識別し、当社に報告の上、指示を受けること。
 - a)規格、部品番号等が適用文書に規定されているものと一致していること。
 - b)数量等が個別の要求文書と一致していること。
 - c)損傷等の異常がないこと。
- 2) 購買業者製造時において、支給品に損傷・仕損等が発生した場合、当社に報告の上、指示を受けること。
- 3) 支給品は、当社の了解なしに支給目的以外に使用しないこと。

2-7. 検査・試験

1) 購買業者による検査

購買製品は、当社への納入に当たり、購買業者が検査することにより、品質を保証すること。購買業者は、検査データ等の検査記録を示す試験検査成績書を品質記録として保管すること。

2) 注文書及び／又は外注依頼書で検査成績書や検査合格書の提出を要求した場合、購買業者は作成し、納入品に添付して提出すること。提出がない場合、当社での受入検査を保留する。

3) 当社において、「購買業者の検査成績書の点検等による検査」及び／又は「通常の受入検査」を実施する。

4) 個別の要求文書において、源泉検査を要求する場合がある。源泉検査は、当社及び／又は当社の顧客が当社への納入に当たり、納入品の検査・関連品質記録の確認等を、全数・抜取・全ロット・特定ロットに対して、当社及び／又は当社の顧客の検査員により購買業者において実施する。源泉検査の処置要領については、別途当社より指示する。

5) 模倣品の使用を防止すること。

6) 上記以外の検査・試験に関する要求がある場合は、購買業者は個別の要求文書に従って、検査・試験を実施すること。

2-8. 不適合品の管理

1) 購買業者の検査又は当社の検査で不合格と判定された購買製品（以下「不適合品」という）は、誤って次工程に使用されたり、当社に出荷されることを防止するため、識別し、管理すること。

2) 不適合品は、購買業者の責任において、当社個別要求事項を満たすように修正、そのまま使用、品質を満足するように修正、廃却または当社への再審申請の判定をして処置すること。

3) 不適合は、その原因を探求し必要な対策を策定して2-9項のは正処置及び予防処置を実施し、再発を防止すること。

4) 再審記録及び原因探究記録は、品質記録として保管すること。

5) 購買業者は、当社に納入済みの製品に遡及する恐れのある不適合を発見した場合、書面にて当社に連絡し、指示を受けること。

2-9. 是正処置及び予防処置

当社からの苦情・指摘・要望・勧告および実際に発生した不適合の原因を除去するために、是正処置及び／又は潜在的な不適合の原因を除去するために予防処置を実施すること。

2-10. 品質保証

注文書等に要求の無い場合、品質保証期間は、当社受入後1年間とする。その間の購買業者における設計、調達材料／部品及び／又は製造に起因する不適合は、購買業者の責任において処置するものとする。

なお、1年間を過ぎていても、明らかに購買業者の責任による不適合であると確認している場合は、購買業者の責任において処置するものとする。

2-11. 調査・監査

1) 購買業者に対して、購買製品の製造にあたり、当社の要求事項を満足させる能力を有することを確認するため、製品・サービス・方法・プロセス及び設備、製品及びサービスのリリース、担当者の力量及び適格性、設計・品質管理・品質保証に関する該当する調査を実施し監査する。

2) 調査・監査は、原則として、最初の注文に先立ち実施する。

3) 当社は、購買製品の品質が継続的に保証されることを確認するために、必要により、購買業者において購買業者の品質管理・品質保証に関する状況等を隨時調査し監査する。

4) 調査・監査及び不適合品の調査に当たり、当社、当社の顧客及び経済産業省・国土交通省等（以下「監督官庁」という）は、必要により、購買業者および関連するサプライチェーンのあらゆるレベルにおいて、関係施設等に立ち入り調査・監査ができるものとし、購買業者は調査・監査に協力及び必要な便宜を与えるものとする。

2-12. 秘密保持

- 1) 契約有効期間中及びその完了後とも、取引で得た当社及び当社の顧客の情報は、第三者に漏洩しないこと。
- 2) 購買業者が購買業者の下請負業者に外注する場合、購買業者は、その下請負業者に対して、前項の義務を遵守させること。

2-13. 提出文書

当社は、提出が必要な文書を個別要求文書に示す。購買業者は、提出を要求された場合、その文書を作成し、期限までに提出すること。

2-14. 教育

購買業者は、関連する人々が製品またはサービスの適合に対する自らの貢献や製品安全に対する自らの貢献、倫理的行動の重要性を認識させること。

2-15. コンプライアンスと社会的責任

購買業者は以下の事項を遵守し、企業としての社会的責任を果たすこと。

- 1) 関係法令および倫理規範を遵守し、公正かつ誠実な企業活動を行うこと。
- 2) すべての人の人権を尊重し、人種・国籍・性別・宗教・年齢・障がい等による差別やハラスメントを行わないこと。
- 3) 児童労働および強制労働を一切行わず、関与しないこと。
- 4) 武力紛争に関与する勢力の資金源となる「紛争鉱物」（金、タンタル、錫、タングステン等）を含む原材料の使用を回避するよう努めること。
- 5) 不適切な接待・贈答や腐敗行為、反社会的勢力との関与を行わないこと。
- 6) 必要に応じて、上記の遵守状況について当社から調査または報告の要請があった場合は、誠実に協力すること。

改訂履歴

改訂NO.	年月日	改訂内容	承認者	審査者	作成者
A	2014.6.23	外注依頼書として文書番号の変更	川端健一	牧野	倉田
B	2014.10.3	特約事項の追加	川端健一	牧野	倉田
C	2015.1.8	外注依頼書をEPM-032に統合。品質保証要求書を新たに作成し、本文書番号を継続。	川端健一	安居	倉田
D	2017.5.30	JISQ9100 : 2016対応	川端健一	安居	川端健一
F	2025.5.13	有限会社ファインテックから株式会社ファインテックへ変更	川端健一	安居	川端健一
G	2025.7.13	2-15にコンプライアンスと社会的責任の項目を追加	川端健一	成島	川端健一